

障 発 0804 第 1 号
こ 支 障 第 215 号
令 和 8 年 8 月 4 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児 童 相 談 所 設 置 市

 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
今般、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

なお、今回の改正は、届出制度や算定要件等の取扱い等を変更するものではないため、標準様式の差し替えについては、各自治体において適切な時期に実施していただいて差し支えございません。

○該当様式

シート	内容
別紙 3 - 1	「障害福祉サービス経験者」を削除
別紙 5 8	「基準該当放課後等デイサービス給付費」に修正